

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日発行）

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號四第

卷三十三第

行發日一月十年六和昭

論叢

公私混合營業……………法學博士 神戸正雄
英國の重農主義者……………經濟學博士 堀經夫
マルクス地代論の解釋……………文學博士 高田保馬

時論

滿蒙爭議の實相……………經濟學博士 作田莊一

研究

金數量説に就いて……………經濟學士 松岡孝兒
ゼーリング教授の農業恐慌論……………經濟學士 靜岡均
住居統計に就いて……………經濟學士 岡崎文規

說苑

育子教諭書について……………經濟學博士 本庄榮治郎
商品勘定の損益分記法……………經濟學士 小菅敏郎
助郷不勤滯金の處分……………經濟學士 黒羽兵治郎
デューの「漁業經濟論」に就いて……………經濟學士 岡本清造
纖維工業と勞働……………經濟學士 菊田太郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

經濟論叢

第三十三卷 第四號 (通卷第百九十六號)

昭和六年十月發行

論

叢

公私混合營業

神戸 正雄

序 説

今度の行財政の整理に關聯して、地方自治體をして民間企業（といふても、凡べての種類ではあるまい。公益企業に限られやう）に参加せしめ、そして其重役を出すことを自治體に認めることにするの議なりとの事である。其は由來、公益企業を國又は地方團體をして營ましめるときに、公益を圖るには足るであらうけれども、經營の經濟的たらざるの缺點を有ち、さりとて之を純民營に任かすときに、經濟的ではあるが、公益に反するの嫌があり、旁々、公私混合營業として兩

者の長所を併せ發揮せしめやうといふのが一の折衷的の案として出て居り、我國にても此先例に倣はうといふので、偕てこそ右の提議が出たものと思ふ。此問題は、財政上、將た經濟及社會政策上にも最興味ある問題と思はれるから、茲に之を論議して見やうと思ふ。

第一 公私混合營業の意義及由來

公私混合營業は普通獨逸語にて *Gemischwirtschaftlichen Unternehmungen* といはれたものだが稀には *Gemischöffentliche und private Unternehmungen* といはれる。¹⁾ 今日までの處、學者の之に對して附する意味が區々であり、其意味は多少不明だとしなければならぬが、併し大體から見て、公營と私營との中間物といふ⁴⁾だけは間違ない。さて此に對して學者の與へた意義には、大要三種の異つたものがある。第一は、専ら資本の醸出者から出發點するもので、私人の外に、國家又は其他の公共團體もが建設資本を醸出して參加する企業とするもので(註二)、あり、第二は其機能又は經營の方針に重點を置くものであつて、此からいふと、混合營業とは、公益と私益とを調和して經營する企業といふのであり(註三)、第三は前記二の元素を併せ用ゐるもので、公法人及私人が共に建設資本を出捐する私法上の企業であつて、隨つて又公法人が其經營の方針に影響を及ぼし、公益を尊重しつつ私益を計ることとなるものであるとする(註三)、企業の形式は何々とは限つた譯

1) 拙著、財政學大系、236.

2) Mombert, Fw. s. 26.

3) Wiedenferd, Wesen und Bedeutung der gemischwirtschaftlichen Unternehmung. (Schmollers Jahrbuch. 55 Jg. 3 Hft.) s. 55.

4) Tyszka, Fw. 2 Aufl. s. 317.

ではないけれども、自ら株式會社が多く用ゐられる。公私參加の割合は色々であり、公の方が過半數の株を有つことは必要ではないけれども、其が通例であり又有效である。第二の意見を有つ人は、第一の見解を有つのに對して、一八七三年以來、英國政府がスエス運河會社の株の半分以上を有ち、併し其管理の爲めに彼自らの官吏を送らすして、運河に利害關係の深き英國の航海業者及商人を送つて居るが、其も第一論者からいふと混合營業になるけれども、通例さうは見ないといふて居るが、如何にも其通りで單なる建設又は基本資本の參加だけからして之を決するを得ぬ。併し又第二論に従ふと、獨逸のライヒスクレジット株式會社のやうに、株の全部を獨逸共和國が有ち、其理事に官吏が出て居るが、監査役は民間からも出て居るやうなものをも混合營業といはなくてはならぬことになり、我國を初めとし多くの國の中央發券銀行のやうに株式は専ら私人に屬し、併し其經營上に政府の勢力の可なり及び得るものも混合營業としなくてはならぬことになる。併し此等は常に其機能のみでなく、基本的の資本にも考へて混合營業と否とを決する方が一層明確のやうであり、此見地からすればライヒスクレジット會社は官業（官業の民業的經營）であり、中央發券銀行は民業といふことになる。其が第三見解であり、私も先づ之を採る。

（註一）例之、ガルフスは、混合經營、即ち其建設資本につきて、私人の利害關係者の外に公法上の元素も關與したる經營といひ、シッフは、混合營業、即ち私經濟の傍に、各箇の市町村又は高級の公法上の團體が貨幣上關與したる經濟組織と

- 5) Devin, Wirtschaftliche Betriebs-und Verwaltungsfragen städtischer Strassenbahnen. s. 30.
- 6) Wiedenfeld, a. a. O. s. 61.
- 7) Wiendenfeld, a. a. O. s. 55-56.
- 8) Wiedenfeld, a. a. O. s. 56-57.

し、ユニカーも株式の多數が市町村の所有に屬する株式會社と爲す。

(註二) ウィーデンフェルトは、之を以て、其經濟の方法に於て一般利益と私經濟的利得との考慮の一緒に行はるゝ事業だと爲し、其本質は最も明かに、獨逸のライヒスバーンの爲めの規定に示されたもの即ち、商人的原則によりて獨逸國民經濟の利益の擁護の下に經營することに現はるといふ。尙ほ又、此公私利益の平準の爲めに、公法人の所有關與といふことは一般的には其前提となるけれども、此資本關與が其要素ではないといふ。¹⁰⁾

(註三) シュメルヒアーは、混合營業とは私法的に組成せられた或種の企業であつて、私人及公法人が共同に、責任ある企業資本を提供し、且つ其上に共同して最上の管理を行ふものと爲し、メンバーとも、其本質は、株式會社が建てられ、私企業と同様に經營せられるが、其にて國又は市町村が株式資本の多數を有ち、之によりて公益が十分に保護せらるゝを得るものと爲し、デーフインは、其内部の本質、其社會經濟的意義、其性質は、一又は數多の公共行政に、企業の方針について許さるゝ影響の度にかゝる。そして其株主總會及理事會に代表的地位を得る爲めに、市町村が株式資本の一部を引受ける、一般には市町村は資本所有の多數を占めるといふ。¹¹⁾

此營業の範圍を右の如くに假定して之が由來を一瞥すると、此が獨逸にては、初めて電氣事業につきて、一九〇五年に、怪人スチンネスの激勵によりて、エッセン、ミューライム、ゲルゼンキルヘン市の間に、ラインウエストフアリア電氣會社として生れた。此が間もなく都市政策の見地からして反對されたけれども、其に賛成者も出て、結局、諸の市町村、郡ばかりでなく、普魯西の諸州、普國、帝國までも此會社に參するやうになつた。其後、幾多の之を模倣するものを生じ、既に一九一三—一四年には、當時ストラスブルクの副市長たりしレオニが獨逸市聯合會へ報

- 9) Gargas, Gemischte Betriebe in den Niederlanden. (F. A. 48 Jg. 1 Bd.) s. 257. Schiff, Sollen die Berliner Elektrizitätswerke verstadlicht werden? s. 76. Junker, Fw. s. 21.
- 10) Wiedenfeld, a. a. O. s. 58. 61. 63.
- 11) Schmelcher, Gemischtwirtschaftliche Unternehmungen. (Hwb. d. Stw. 4 Aufl. IV.) s. 846. Mombert, a. a. O. s. 26. Devin, a. a. O. s. 30.

告した所に依ると、七十五の獨逸市が九十五の混合營業（其の多くは電氣、瓦斯、水道、街鐵）に一億二千六百萬馬克の資本にて關與したといふまでに進んだ。此勢は其後益々進展して、今日では電氣事業にては、獨逸にて公賣せらるる電氣の約半分が此混合營業の供給にかかるといふほどである。其他、街鐵、瓦斯などにも此營業が發展し、此等のものにつき長距離輸送の上に此營業が特に有利を見た。世界大戰中には多少其發展を阻止されたけれども、其れでも此間、原料供給について此が用ゐられ、其は戰爭の終ると共に止んだ。處が其れから後、革命及通貨膨脹時代には又々、混合營業の發達の新動機が發生した。其初めには固より社會化の大波が打寄せ來つて、大衆の意向を其方に向はしめ、經營に於ける經濟主義の問題の如きは政治的なる時代要求からしては背面に退くこととなつた。然るにエルツベルゲルの租稅改革の結果として、市町村の稅收入が大に減少することになり、而かも市町村に對して新しき任務が指定せられて其歳出を膨脹せしめ、其に屬する經營事業からして一層大な餘剩を擧ぐるの必要に迫らしめた。かくて社會的經營といふことと、增收必要といふものとの間に矛盾を生じ、烈しき論爭が初まつた。併し此間にも矢張り混合營業が結局に於て純公營業に勝る點多きを見出し、隨つて混合營業が益々發展するの大勢にある。¹²⁾そして前記のライニシュウェストファリア電氣事業社は、此種事業の先驅であつたのみでなく、此種のもの最大のものだが、其株式資本は一九三〇年に二億四千三百萬馬克、準備

12) Schmelcher, a. a. O. s. 848-849.

金三千七百三十萬馬克であつて、其株の多數は公の手にある。中に就き、都市及他の市町村は四六・八%、普國六・八三%、獨共和國一・八四%外に優先株三・六三%の割合である。そして其配當は一九二八―九九年に一割にも上ぼつた。¹³⁾之が役員の配置を見るのに一九二九年に、監査役は國、市及郡の代表者七十九人、工業代表二十一人、自由資本の代表者としての銀行家六人であり、理事會には私經濟代表四人、公の役人五人が對立するといふ。¹⁴⁾

和蘭にても夙に一八六三年の鐵道會社への許可條款中に此營業の萌芽といふべきものがあつた。其にて政府が鐵道を建設して其不動的裝置を此に提供し、會社たる企業者は動的材料を供して専ら之か經營に當り、ただ純益配當として國五分四、企業者五分一を得たといふのである。一九一七年に此國の二大鐵道會社が利益共同を組織して同一の理事及監査役を以て經營するやうになり、更に一九二〇年に國と鐵道會社との協定が出來、國は此二大會社に、五分の配當を保證し、其二のものの中、Maatschappij tot exploitatie &c.には資本を一千八百萬グルデンから四千萬グルデンに増資せしめ、其の二千二百萬グルデンを國にて引受けることとし、Hollandsche IJzeren &c.をしては二千二百五十萬グルデンの資本を五千萬グルデンに増資せしめ、二千七百五十萬グルデンを國にて引受けることとし、かくして此に國が眞に此會社の最大株主として之に参加することになり、各社十一人の取締役中、六人づつを政府にて指名し、他の五人が無記名株の株主總

13) Terhalle, Fw. s. III.

14) Wiedenfeld. a. a. O. s. 59.

會にて選任さるることとなり、明かに鐵道に混合營業が成立することになつた。¹⁵⁾ 其他、此國に電氣事業にも此が行はれた。

第二、公私混合營業の批判

然らば此公私混合營業の長短得失如何といふのに、全體上には、此が公營業と私營業との中間物として、此二の種類の營業の長所を兼ね併せ、¹⁶⁾ 公益と私益と、商人的精神と公益尊重とを相當に達成するに役立つものといふを得る(註四)、尤も、斯くして兩者の長所を兼備すると同時に、双方の短所をも兼備し、或は公營業の短所が著しくなり、或は私營業の短所が著しくもなる。特に獨逸實際の經驗に徴するときは、形式上には公法人が大多數の株を有つといふやうにして其勢力が一層多く振ひ得るやうになつて居るに拘らず、實際上には矢張り有力なる資本家の勢力が大であり、其事業を彼の意の儘に操縱して、¹⁷⁾ 資本家横暴の弊を見たといふことであり、そして此の如きは國情によりても異らうが、我邦の現状から推して見ても、一朝此種の事業が發達したと假定して、公法人の代表者必しも眞に國民全體の公的利益を代表し意圖せずして、政黨利益、其は何れの政黨にせよつまりは資本家利益を保護するに終ることなきやを憂へなければならぬ。併し唯だ其にも拘らず其が全く純然たる民業の時よりは公益尊重に於て何程か、まだとはいへるし、

15) Gargas, a. a. O. s. 259. 263. 265.

16) Terhalle, a. a. O. s. 97. Elieberg, Grundriss d. Fw. 5 & 6 Aufl. s. 50.

又商人的經濟的なる經營に於て純公營業に勝るとはいへやう。其處が此營業の特徴として其に存立價值を有たしめ得るのである。

(註四) ウイデンフェルトは、公共的營業の指導者精神として存しなくてはならぬ所の私經濟的及社會的の感情の混在といふことが、混合營業の理事機關の成形に於て其直接の並行を見出すといふ。¹⁸⁾

更に之を細目に互りて箇別的に觀察しやう。第一、經營技術上(隨つて其が國民經濟上、財政上にも及び得るが)に經濟的だといふ長所が明かに看取し得る。其にて確かに公營業に勝り、そして私營業にさへも勝る點がある。兎角、公營業だと繁文縟禮で²⁰⁾非商人的であり、機敏なる活動を爲し得ぬのに、²¹⁾混合營業だと此點にては民業と齊しく當務者に自由裁量の餘地が大に與へられて其責任に於て機敏なる仕事が行はれる。そして之れによりて巧みに且つ速かに損失を避け利益を計るの處置を爲し、全く商人的に²²⁾動く。其れで純公營業に勝るのであるのだが、純私營にも勝るといふのは、其の行はるる公益的事業には自ら道路の使用其他に關し屢々公團體との交渉を要して而も、其が民業のときには却々六つかしいことをいはれて困らなければならぬのに、混合營業だと、此公團體との交渉が容易となり、²³⁾其團體が數多のものに互るときの如き、洵に便利である。此點に於て民業にもまさりて有利である。其他、混合營業の經營上有利な點には資本を集めるのに、純私營業よりも純公營業よりも容易だといふことがある。公營業の下に公債を起すことは、

17) Terhalle, a. a. O. s. 98. Schiff, a. a. O. s. 76.

18) Wiedenfeld, a. a. O. s. 67.

19) Terhalle, a. a. O. s. 97. Schmelcher, a. a. O. s. 85 f.

20) Devin, a. a. O. s. 38.

21) Wiedenfeld, a. a. O. s. 65.

22) Terhalle, a. a. O. s. 97. Wiedenfeld, a. a. O. s. 59.

動もすれば、公團體の財政々策に、例之、非募債主義などに妨げられて遂に好機を逸することのあ
るのに、混合營業にては之なきを得るし其點を別としても小さな公共團體となると信用も乏し
く、又は投資家の興味が薄く、其爲め必要な起債が容易ならぬことであるのに、混合營業には出
資者應募者を刺戟するの力がある。²⁴⁾之を民業と比較しても、此混合營業にては公的分子の加はる
だけ單なる民業に比して信用が大で、其に於けるよりも多少低き利子の資金を使ひ得るの利があ
る。²⁵⁾それから人的元素を集める點にては、何程か純民業よりも安く人を使ひ得る可能性もあり、
純公營業だと動もすれば政黨干係からして無能者が入り来る恐があるのに、混合營業では此に煩
はされず適當堪能なる人のみを選び入れる可能性が大であつて、適材適所といふこと²⁶⁾が行はれ、
官僚式なる公營業にては唯年長者老巧者たるの故にのみ上司となる傾が大いのに、混合營業にて
は客觀力の能力によりて用ゐらるる傾²⁷⁾があつて、此點からしても同一の結果となる。更らに純公
營業の場合のやうに政黨干係から其當路者が頻繁に交代するといふことも少きを得る。²⁸⁾其から公
團體との交渉、外部との交渉についても、混合營業が純私營業に比して公團體との交渉上に便利
なことは前にもいふたが、數地方團體に互りて經營するを有利とする場合には、純公營業とても
他の公團體と交渉しなければならず。其が可なり²⁹⁾に面倒であるのに、此混合營業ならば此に就き
一層容易であり、即ち此點にては純公營業にも勝り、營業上の相手たるべき營業者(例之、電氣

23) Schmelcher, a. a. O. s. 851.

24) Gargas, a. a. O. s. 302.

25) Schmelcher, a. a. O. s. 851. Terhalle, a. a. O. s. 97.

26) Stiebritz, Fw. s. 28. Devin, a. a. O. s. 39.

27) Schmelcher, a. a. O. s. 851.

28) Schmelcher, ebenda.

を買入れやうといふ工業者)からいふても、純公營業を相手として交渉しなくてはならぬときには、當局者が政黨利益を代表し、不公平なる扱を爲するの掛念ありて、之を不快とするものだが、混合營業に對するときには、此心配は少くなり、随つて此混合營業が信用を得る所以だといふこともある。此への供給者が此營業に關與することによりて確實なる大な販路を有ち得るといふ³¹⁾こともあつて、企業の合理化に貢獻する。特に此混合營業が電氣に適するといふことは、電氣料金の計算が面倒であつて、公營業には適せぬといふこと、電氣の需要と供給との一致が特に狭き地方にては困難であり、最高需要を充たすが爲めには平素不要の準備を爲さざるべからずして不經濟であり、特に狭き特定地域だと兎角、同種産業が發達して最高需要期が一の時期に集まるのに、大規模に廣き地域に互りて色々の種類の産業を包容するときには其需要の過不足を適度に補足して安く供給し得ること(随つて純公營業に適せざるのみならず、雜然たる分立したる民業にも適せざること)、更に送電費が距離の遠近に應ずるのだから、各發電所を中心として一定距離の處へ供給するやう、政治上の地域を離れて、全く技術的の區域にて共同經營するを利とすることから來るのである。³²⁾終りに經營上の立場からして一つ、此混合營業が純公營業に比して劣る點を求むると、其は前者には税がかかるのに後者には此がかからず、其爲めに獨逸でも他の點にて混合營業が勝るに拘らず公營業を選ぶものがあるといふことだ。³³⁾併し其は混合營業の本來の弱點では

29) Schmelcher, ebenda.

30) Schmelcher, ebenda.

31) Devin, a. a. O. s. 38.

32) Schmelcher, a. a. O. s. 848.

33) Schmelcher, a. a. O. 850. Moll, Lehrbuch d. Fw. s. 356.

なく、課税政策としては、純公營業にも相當の課税が望ましく、若も之に免税するといふならば、同種の混合營業にも何等かの租税恩典を與へて良い。

第二に國民經濟上から見ると、前記經營技術上好都合であり、確かに此にて公營業に勝り、そして民業にも勝るものありといふことは、つまり同一の事業を一層小費用たらしめ、一層大利潤を得しめる譯であつて、其點にて國民經濟上にも有利といふことが出来る。其の如何により多く有利かといふことは比較の六つかしきものであるけれども、暫らく一九一三—一四年に、ストラスブルグ副市長レオニが、獨逸市聯合會に提出した報告によると、當時既に七十五の獨逸の都市が九十五の混合營業（多くは電氣、瓦斯、水道、街鐵）に一億二千六百萬馬克の資本を以て參加したことは前にも指摘したが、此等の事業の中、混合營業たる電氣事業は、其生産費に於て、純然たる市營事業に比して、一キロワット時につき三布づつ安く、此種の都市事業が凡べて混合營業に改められたとしたら、三十億キロワット時の生産について一億馬克の節約を獨逸國民經濟に與へ得たであらうといふて居るのによりて其經濟的效果の大なるを察し得る。特に又、公營全盛ともならば此種事業の經營者企業者にして適當なる活動の地位を得なかつたであらう人も此混合營業あるによりて相當の地位を得て其能率を發揮し、而も單なる資本家債權者としてでなく、直接の企業擔當者となつて十分に活動することが出来、此種混合營業がなかつたならば、内國の資本も

用ゆるに適當の場所なく、或は海外に出て往つたであらうものが、此に有利なる活用を見出して、一層多くの能率を發揮し、其増殖を進めるのみならず、其が海外に於てでなくして國內に利用さるるだけ、其國の有つ天然資源の開発を助け、其國の勞働者無產者の大衆に、一層多くの仕事を授けることにもなる。其等は何れも國民經濟の全體にとりて有益としなければならぬ。

第三には、公益及社會政策上からいふと、此混合營業下には、假令、公營業下と同度ではないにせよ、公益尊重が自ら相當に行はれる。純民業とは異りて、政府の株主利益も加はり、政府の監督統制が内部的且つ直接的にも及んで、公益に反したる經營を行はず、公益を尊重し保護することに努力するやうになる。³⁵⁾即ち此經營に於ては資本家としての私經濟的利益の外に、消費者の利益、勞働者の利益をも相當に計りて、此が公益上、社會政策上有效有益であり得る。詳しくいふと、消費者の爲めに料金を安くし、單なる獨占的民業のときよりも安くし、並に單なる民業であつたならば手を着けないやうな最小にして最不利なる地方にも供給網を普及することが出来る。³⁶⁾勞働者の爲めには給料其他の待遇を純民業のときよりは一層良くすることにもなる。³⁷⁾そして公益企業とせられるやうな營業にありては此公益上の利益は特に重大である。併し實際には此混合營業に於て、資本家の勢力が大であつて、公益及社會政策よりは、商人的營利的打算に偏する嫌ありといふことは前にもいふ通りで、此點、尙ほ純公營業に比して劣るとしななければならぬが、

35) Schmelcher, a. a. O. s. 851.

36) Wiedenfeld, a. a. O. s. 57.

37) Wiedenfeld, a. a. O. s. 68-69.

併し前にいふ經濟上經營上の長所もあるのだからして忍ぶことの出来ぬものではない。特に又元來公益と私益との兩立調和の六つかしいものだといふことに考へ及ぶならば、此位の事も辛棒の出来ぬことではない。特に斯やうにして資本家的勢力に支配せらるる可能性はありとも、兎も角、公團體の代表もありて之を牽制し、公團體の間にも種々異りたる目的を有つものがあり、或は消費者としての利益に重きを置くもあれば、或は配當利益に重きを置くもありて、結局、理事者としては相當に反對する利益を平準し調和する外なきことになるから、其弊害とせらるるものが假令現はれたとしても甚しきには及ばずして濟まう。

第四に財政上には、上にいふやうに混合營業が純公營業よりは一層に經濟的たり得るだけに、政府の同一の資本投下にて一層多大なる餘剰を舉げ得て財政の材料を豊かにするばかりでなく、恐らくは又直接公經營の場合よりも其純益收入が一層平準し動搖少きことを得て、此點にても豫算上には好都合である。勿論其が民營業たる場合には自ら政府としては租稅收入によりて立つことになり、其が混合營業收入に比して一層動搖少きを得るとも考へらるるが、併し其租稅收入とても、經濟界の動搖變化によりて其安定を侵されない譯に往かず、丁度混合營業にて其より政府の收むる利益金の動搖するが如き場合には、齊しく租稅收入も動搖することとなるを免れぬであらう。そして其混合營業からして政府の收むる所の餘剰利益は恐らくは、同一事業から

38) Schiff, a. a. O. s. 76.

39) Devin, a. a. O. s. 34.

彼の收むる普通の稅收入に比して一層大なるを得やう。假令、別に政府が之が投資の爲めに公債を起して居たとしても、夫の餘剰は此が利子拂をも裕に補ふことが出来るであらうと推測せらる。尤も此點になると、事情によりて簡單にはいひ兼ねるが、假りに其れだけ多くの餘剰の生じないとしても、別に此混合營業參加によりて生すべき公益の保護といふ無形の利益もあるからして、其あるの故に此混合營業を否定することは出来ない。又之を夫の純公營業と比較して、今日のやうに公營業が大な赤字をも出さうとし、少くとも大な豫算外れをして財政を苦しめる場合にも、混合營業ならば、公營業よりは機敏に巧妙に應急の處理をして、斯かる弊害を少からしめることが出来やう。

第五に政治上には、此混合營業によりて夫の公營業と異り、其の公營業の場合の政治上の弊害からして解放し得る(Entpolitisierung)といふことが、⁴⁰⁾普通にいはれる。純公業なれば、公行政の局に當る政治家、政黨者流が勝手に其經營を行ひ、之を自己の仲間の者の利益に供する。現に我國にても官公業について其弊に堪へない。然るに混合營業となれば、其に政治家ばかりでなく、資本家も參加して、此に於て政治家のみの考にては行はれず、其れで全く政治家の勢力が入らぬといふのではないけれども、其が入り悪くなり、又は少くとも之を牽制することになつて、其事業が公正に又經濟的に行はれるやうになるといふのである。併し進んで觀察するとき特に獨逸

40) Schmelcher, a. a. O. s. 851. Terhalle, a. a. (1). s. 97.

の經驗に徴するときに、假令、名義上公團體が私人資本家よりも優勢なることになつて居つても、事實上は、之に参加する資本家企業者にして經驗智識の多分にある有力者が事實上の指導者となつて、其の意の儘に振舞ふことになり、其間には資本家が政治家と結託して、政治を腐敗させるといふことにもなる。かくて此により私經濟的利益を計るに重きを置いて、公益、即ち消費者や勞働者使用人等の利益を二次的とすることにもなる。即ち之により政治上の弊害を除きたりと思ふは皮相であつて、却つて政治上の弊害を別の形にて作るに止まるといふことにもなる。併し、さういふたからとて混合營業が政治上の弊害に於て純公營業よりも一層大いといふのではなく、更に純私營業ならば一層良いかといふと、此場合とても民間資本家が政治家を買収して其利を計るといふことはある。所詮、政治家の改善されない以上、否な國民大衆の政治自覺の完成せぬ以上何としても政治上の弊害からして解放されることは六つかしい。だからして此にいふ弊害は暫らく現狀の下には辛棒する外なきものである。

結 言

以上要之、混合營業の意義其ものが多少不明だが、其は設立資本と理事者隨て、指導精神とに於て、公私の元素混在する營業として過ちない。其は獨逸に良く發達して居るが、其他の國にも

行はれ、或度まで成功して居る。缺點もありて絶対に良いものとはいへないが、併し其の經濟的經營の可能なる點、公益の相當に尊重せらるる點、財政にも調法なる點などを舉げ來ると、其の萬更ら棄てたものでない事を見出す。併し此公益事業を如何なる種類の組織にて經營するのが適當かといふことについては、其國々の特有の事情にも考合せて見なくてはならず、⁴²⁾現在もつ凡べての國及地方營業をかかる方法によりて會社組織に移すのも考物であり、⁴³⁾或は其の一部のものを試みに此混合營業に移して其の當否を判斷する資料としても良からうし、又事業によりては例之、電氣事業などの如きになると、技術上からして特に此が適切だといふこともあるから、之を採用しても、多分失望することはあるまい。けれども右の如く何分にも若干の疑問があり、特に我邦にての適否についての心配もあることだから、凡べての現在國營又は地方營たるものについては之を採らず、其の最適切なりとするもののみ之を及ぼし、其他の國及地方營の事業にありては、其に特有なる不經濟的だといふ缺點を排除する爲めに、及政治上の弊害をも緩める爲めに、其事業を各一の獨立會社に改め、政府は單に之が株式のみを有して之が配當に與かり、會社の經營運轉には別に適當有能の士を任命して其待遇を十二分にし、縦横に其才能を振はしては何うか（註五）、或は斯かる會社を創設せずとも、在來の儘、國又は地方の名義の下に、一般行政とは獨立したる事業部の管理に置き（國なれば事業省の下に置く）、其主腦者を優遇して其管理につき十分

42) Pigou, Public finance. p. 42.

43) Terhalle, a. a. O. s. 98.

に其手腕を振はしむるやうな組織を考へても良い(註六)、之につき其成否は當局に人を得ると否とにかかるが、併し今日の政治の前提の下にありては、組織を何うしたとしても、満足なる結果を収めることは六つかしい。吁。

(註五) 此種のものをも混合營業といふ見方もあるが、私は前にもいふ通り其を採らずとして、偕て其實例は獨逸に多い。⁴⁴⁾

(1) 獨逸のライヒスクレジット株式會社が、此れで、其資本の全部が獨逸共和國に屬し、其管理は凡べて役人により行はれる。併し其は私法上の形式による。⁴⁵⁾

(2) 一九二四年、獨逸の國有鐵道が一の株式會社に任かされ、之が資本は百五十億馬克とし、内、二十億馬克が優先株、百三十億馬克が基本株とし、後者は凡べて獨逸共和國のものであり、前者即ち無記名優先株の賣上代金の四分之一が獨逸國に歸し、其残が流動債務の支拂と設備改良とに向けられ、此が今日は主として、獨逸の賠償金支拂の役目を勤めるが、此賠償義務が輕減され又は消滅した曉には、大な收入を獨逸國に供することゝならう。⁴⁶⁾

(3) 一九二三年に獨逸共和國の工業企業及其關與が合同産業株式會社 (Vereinigte Industriellenunternehmen Aktiengesellschaft) といふ一の會社に纏められた。かくて其の共和國の手にある全き株式資本は一億六千萬馬克。一九三〇年三月末に於ける未拂込二千九百二十萬馬克、とし、此外に六千七百二十萬馬克の債券を發行し、三千三百八十萬馬克の積立金を以て活動して居る。配當は最近二年間は年八分であつた。其關與及證券は帳簿上二億四千萬馬克に上る。其内容は左の通り。

(a) 銀行及信託會社——ライヒスクレジット株式會社の資本の一〇〇%、ドイツチェン・レフイジオンス・ウント・トロイハント株式會社の資本の七〇%、

(b) 電氣事業——エレクトロウエルケ株式會社の資本の一〇〇%、オストプロイセン・ウエルク株式會社の四一、三二%、オスト・クラフトウエルク株式會社の二三%、ウエルテンベルギツシエン・ランドス・エレクトロリチテート株式會社の二八、

44) Wredenfeld, a. a. O. s. 61.

45) Wiedenfeld, a. a. O. s. 56.

46) Stiebritz, a. a. O. s. 28. Moll, a. a. O. s. 238.

九九%、ライニシ・ウエストフェリツシエス・エレクトリチテート・ウエルク株式會社の八・六%、シュレジエン・エレクトリチテート及瓦斯株式會社の三・一二%、

(c) アルミニウム工業——フエルアイニーヒテン・アルミニウム・ウエルケ株式會社の九九・九五%、インウエルクス・バイリツシエ・アルミニウム株式會社の九〇・九一%、ベルヒ・ヘクマン・セルフェ株式會社の一八・%、

(d) 石灰窒素工業——ミツテルドイツチエ・窒素工業株式會社及バイリツシエ・クラフトウエルケ株式會社の一〇〇・%、アルツウエルケ有限責任會社の五〇・%、

(e) 鐵及機械工業——ドイツチエン・インヅストリー・ウエルケ株式會社の一〇〇・%、ライニツシエン・メタルワールン及マシーネン・ファブリック株式會社の五四・一五%、イルゼーデル・ヒウツテ株式會社の二五・〇四(又は二五・%)、ドイ

ツチエン・スピンネライ・マシーネンパウ株式會社の七四・%、ドイツチエン・プレチジオンス・ウエルクツオイヒ株式會社の五〇・%、

(f) 其他の關與——バイリツシエ・ロイド・シツファールト株式會社基本資本の一三・五三%、優先株の二三・三三%、

(g) 管理會社——インヅストリー・アンラーゲン有限責任會社、インヅストリー・ゲレンデ會社、ドレスデン・アルバートスタット有限責任會社の資本の一〇〇・%。⁴⁷⁾

(註六) テアハルレは下の如くにいふて居る。

曰く、公經營の一層自由なる活動及之と同時に一層の經濟的といふことを達成する爲めに、絶対に私法上の形式(會社に任かすこと)を要するかは一の疑問だ。公法的規定の變更が良く同一の目的をも達し得るであらう。普通以上の報酬をも與へて、優秀なる管理者を得ることが、私法上の形式をも要しないのではなからうかと。⁴⁸⁾ 味ある詞である。

47) Terhalle, a. a. O. s. 99-100.
48) Terhalle, a. a. O. s. 99.